

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 9 号

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

相模原市立男女共同参画推進センター条例(平成 1 1 年相模原市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

別表中「第 1 0 条」を「第 5 条、第 1 0 条」に改め、同表第 2 項の表中「2 0 0 円」を「2 3 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。